

## **[事案 2022-5] 損害賠償請求**

・令和 4 年 7 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の不適切な行為を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 30 年 12 月に契約した米ドル建終身保険（契約①）および入院保険（契約②）、令和 3 年 4 月に契約した三大疾病保障保険（契約③）について、募集人による保険料の横領が発覚したため、契約は全て取消しとなり、既払込保険料が返還された。しかし、募集人が自分の住所等の個人情報を保有している可能性があり、リスクを取り払うため転居をする必要性が生じたため、転居費用相当額を賠償してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人による保険料横領行為と申立人の転居には因果関係がない。
- (2)募集人は、退職時に個人情報を持ち出さないことを誓約しており、持ち出し等が行われた形跡はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。